

豊能町立図書館団体貸出実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊能町立図書館運営規則(昭和60年教育委員会規則第3号。以下「運営規則」という。)に基づき、豊能町立図書館(以下「図書館」という。)が行う団体単位での貸出し(以下「団体貸出し」という。)に関し、円滑に資料の館外貸出サービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用団体の範囲)

第 2 条 団体貸出を利用することができる団体は豊能町内に所在する学校(大学を除く。以下同じ。)幼稚園、保育所、子ども園、社会福祉施設等で、当該団体内利用者が10人以上ある団体を対象とする。

(登録)

第 3 条 団体貸出を利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)は、代表者を定め、所定の「図書利用券申込書兼記載事項変更届」を図書館長(以下「館長」という。)に提出し利用登録を受けなければならない。

- 2 団体貸出しの登録の有効期限は1年とし、更新の始期を4月1日とする。
- 3 登録を受けた利用団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

(貸出資料の選書)

第 4 条 貸出資料の選書は団体の希望資料とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出数量及び期間)

第 5 条 貸出資料の貸出数量及び期間は、運営規則第15条の定めるところにより、1団体1回200冊以内とする。貸出期間は2か月以内とする。

- 2 利用頻度の高い資料については短期貸出とする場合もある。
- 3 他館からの借用資料については3週間以内とする。
- 4 貸出された資料は、当日持ち帰ることとする。
- 5 貸出された資料は、又貸ししてはならない。

(破損等の届出)

第 6 条 利用団体は、貸出資料を破損し、または亡失したときは、直ちに資料紛失・汚損・破損届により貸出を受けた図書館に届け出なければならない。

(弁償の義務)

第 7 条 利用団体が貸出資料を破損または亡失したときは、運営規則第8条の定めるところにより、弁償しなければならない。

- 2 前項の規定による貸出資料の弁償は、現物によるものとする。ただし、絶版、品切れ等により同一物が手に入らないと館長が認めるときは、館長が指定する代物をもって、これに代えることができる。
- 3 貸出資料の管理において、館長がやむを得ない事情があると認めるきは、これを免除することができる。

(報告)

第 8 条 利用団体は、貸出を受けた図書館から求められた場合は、団体貸出の利用状況等について報告をしなければならない、

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、団体貸出の運用に必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。